

# 実地指導検査報告

「改善を要する事項としては『**事故報告が行われていない。**』と、認められました」と通知がありました。  
内容/年中女兒が16:45 夕方外遊び中、虫さがしをしていたお友だち二人が虫が飛んで行ってしまったのを追いかけて走ったところ、進行方向とは別方向を向きながら走った。本児が、進行方向に向きなおした際に、友達の左側頭部とぶつかり、転倒。当番保育士が確認。右下唇を噛み、出血。右上前歯茎からの出血がみられた。16:50 主任が歯の様子を確認し、歯科受診-消毒とセメントを付ける。母と歯科で合流出来、状況を説明 6/21 消毒の為、受診。セメントが取れてしまったとの事で医師に話し、セメントを付けてもらう。念の為 1 週間後に 6/28 受診。もう大丈夫だが念の為 1 か月後 7/27 受診。大丈夫と終了となる。

★認可保育所では、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況対応等を迅速に報告しなければならない。しかし貴施設においては、平成29年6月20日に発生した、治療に要する期間が30以上の事故について、市への報告を行っていなかった。

★対応/平成29年11月30日の実地検査において「事故報告が行われていない。」と指摘指導有。翌日12月1日に市へ電話で経緯を報告し、「事故報告」についての指導を受ける。12月5日メールで提出。「東京都への提出が必要」との事で作成し、12月26日再度メールで提出。

\* 今後は、市への事故報告(事案の概要及び発生状況、対応等)を迅速に報告し、また、事故がおきない様に保育・指導していきます。平成29年12月26日町田市に報告書提出済。

…その他、保育・会計等については細かい助言指導は戴きましたが、「良い運営が出来ている」と評価を戴きました。これからもしっかりと保育します。ご支援をよろしくお願い致します。